

第106回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和6年8月15日（木）午後1時30分から午後2時10分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 （10人）

- 1 番 宮本 平
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 6 番 小柳 貴史
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （4人）

- 2 番 岡崎 裕一
- 5 番 角井 雅之
- 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介

5 出席農地利用最適化推進委員 （5人のうち途中出席1名）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）
について

報告事項2 農地所有適格法人報告書の届出について

報告事項3 農地現況証明願による現況証明について

そ の 他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

議長	それでは、只今より第 106 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 1 件、報告事項 10 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。次に、本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 10 名、欠席委員 4 名、本日、農地利用最適化推進委員は 4 名出席を頂いております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 12 番沖委員と 13 番田中委員によりしくお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。続いて農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、利用権により貸し借りしていた申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を現在耕作している譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、引き続き耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 6 番小柳委員、推進委員 1 番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
6 番	先日譲受人の方にお話を伺ってまいりました。ここに関しては以前から譲受人の親御さんが借りておられた所と一緒にやられていて借りておられたそうです。今回譲渡人の方が高齢とお子さんも今後継ぐ気がないということがありまして今回の売買という形になったそうです。園地に関しては今すごく丁寧に耕作されています。借り手が 10 年ぐらいもうやられているということでした。耕作者が特に変わるわけではないですし周りとの関係もまあ問題ないと思います。水路に関しては上の方から引いておられるということで問題な

くできているようです。現地も見てきましたが丁寧にきれいに耕作されてこの辺りでは数少ない水田ですので譲受人の方がきれいにこれからもやってくれると思いますので問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして推進委員 1 番福田委員からなにかご意見がありましたら。

1 番 (推進委員) 今のあの小柳さんの言うたところでは入り口が道路が無いんと前の人了解取って3件ほど通る道があるんで使用しているんですよね。その人の了解は取っちゃうんじゃないかどうかどうじゃろうかと思うてから。前の持ち主とは取っている今それを使う暗黙の了解でずっときちよるんじゃがそこらへんがどうかちよっとはつきりわからんのじゃが。あとは小柳委員さんの通りです。

6 番 本人はここを使っているという話。赤線か道路から侵入する道路はあるんですけどもそこが権利がどうなっているのかがちよっとわからないですけど。

1 番 (推進委員) 元は道がなかったんですよ。その家へ入る●●さんの家しか無かったんじゃが。そののこへ3件くらいからんできちよるんで前のままの状態で了解とっちゃうんか今の現在でそこ使用しよるんかどうかはわしははつきりわからんのじゃが。そこらへんは小柳さんどう。

6 番 そこ使われている話しか聞いてなかったんで。権利を有している人と話合っているかというまでは聞いてなかった。

議長 当面今地権者である方の前任の地権者である方の了解を取って通行はできとる。

6 番 そうですね。それは10年位耕作者の方が使っているのは間違いない。

議長 で逆にその利用者が他にお二人おっちゃってということですかね。その方々の了解がとれているかどうかはまだ未定という話。

1 番 (推進委員) そうですね。今その田をするのにその水田まで水がくるのが水路が1キロぐらいあるんですよね。そこら辺の関連した人らがいっぱいおって今この状態じゃけ水の取り合いになっちゃう。ただその人が全部御守りしよるけえね。入り口からずっと一人がやりよるけえそこらへんがあと揉めんにやあええがのと思うて。どうしても水ほしい人いっぱいおるんじゃけえ。水取る人がおるけえ一番下で田を作りよるけえそこまで水が先に行かんようにならにやあええがと思うて。

議長	一応その水路の水利権は他にも皆さんが持ちちょっちゃって。管理は今の譲受人が。
1 番 (推 進 委 員)	一人がやりよる。ただ今皆がその水を取りよるけえね。そこらへんがはっきりしちよるんかどうじゃろうかと思うてから。
議長	当面まずは事務局並び担当委員の説明は以上でございますけれど、なにかそのあたりについてのご指摘なりご意見などがありましたらお伺いしたいんですが。いかがですか。一番難しいのは水利権なのかもしれませんけれども。昔だったらたぶん共同作業で水路の維持管理をされておったんでしょけれども。逆に今は一人になって管理をされている。
1 番 (推 進 委 員)	管理をしよるが水が欲しいけ間で皆水を抜いて取るけえね。下の方へ行きゃあええがと今思いよる。
議長	今回の申請者は一番末端の受益者になるんですかね。ご本人がいるとき水が取れるかどうか懸念はされるっていう話。
1 番	こういう場合はだれが起こったときにはだれかが間に立つことができるんですか。
事務局	もともとここは貸し借りしていた田んぼでそれが親の名義で貸し借りしてて従来通り譲受人の方が管理耕作されてと思いますんで。その親が亡くなってですね今回名義を息子さんの方に譲り受けるってことでそのままトラブルもなく引き継げるということで申請を受け付けした次第でございます。以上です。
議長	今の福田委員からのご指摘から言うとそこに入る道に関しての利用権の権利がどうなるというか水路に関しての利用権がどうなっとるんかがちょっと懸念をされるというのが福田委員からのご指摘と理解していいですかね。
1 番 (推 進 委 員)	実際に自分の家の方からじゃったらよその畑を通らにゃあ入れんようになっちよるけね。家の裏はよその土地なんですよ。ぐるっと回りゃあ今の赤い線を引いたとこまで行ける。
6 番	進入路に関しては本人が使っているので問題ないと思います。
議長	道路に関しては利用権で利用はされているからそこは問題ないだろうと。
6 番	水路に関しては本人が管理されているちゅう話を聞いておったからまあそれ

で良しとしとったんですけど。確かに今の状況だと。

議長 今年みたいな干ばつの年になったら水が欲しいという方が他にもおって維持管理を共同でやっておってもらったら理想形じゃろうけれど。そうはなかなかならんかと。

1 番
(推進委員)

皆だまって取りよるけえね。

議長 一応水利権に関しての懸念はありますけれどもそのあたりは再度確認をするだけ確認して後は問題はないと僕は思いますけれど。

6 番 内容に関しては全然問題ないと思います。

議長 他に何かご意見ご指摘がありますか。よろしいですかね。基本にご質問はないようですので採決をしたいと思います。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、日程 2、報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）No. 1 についてご報告いたします。議案説明資料は 4 ページをご覧ください。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法による利用権を令和 6 年 6 月 25 日から令和 18 年 6 月 24 日までの期間において設定しましたが、貸付人及び借受人双方の合意により解約する旨の通知が農業委員会にあり、これを受理しましたのでご報告いたします。なお、解約後の土地は所有者が管理することとしております。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問などが無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程 3、報告事項 2、農地所有適格法人報告書の届出についてでございますけれども、先月の協議会における協議内容を踏まえ、当日配布資料について、総会終了後に回収をいたしますので、持ち帰らずに机の上に置いたままにしておいていただきますようお願い申し上げます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	はい、報告事項2、農地所有適格法人報告書の届出について資料1及び資料2のとおりまとめてご報告いたします。今回ご報告させていただく農地所有適格法人につきましては2法人となります。報告書に記載のとおり、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしていると認められますのでご報告いたします。 報告は以上です。
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いいたします。 小柳委員。
6 番	●●●●●の方なんですけれども前回も何かあったような気がするんですけども取締役等の役職の方の農業従事日数というのはこれは何が書いてある、出て作業されている日数ではないかなと思うんですけども。
事務局	農業関係に従事しているのが農業従事日数で作業自体は作業で分けて見込みと実績で。
6 番	会社に関係したものでなくてこれは書いてあるって話。年間の農業従事日数が百幾つとかっていうのが書いてあるんですけど本人が●●●●●の仕事としてこの日数になっているということ。自分の畑にこの日数出てるのかいうそういう話ですかね。
事務局	●●●●●としてじゃあないですね。
議長	必要なのは●●●●●における労働時間。
事務局	いいえ、必要な要件としては農業にちゃんと従事してますかということと農作業にちゃんと従事してますかということになるんで。●●●●●も含めてになる。
議長	現在農地法改正されてちょっと覚えてないけれど基本的にここに必要なのは●●●●●における従事日数じゃないん。
1 番	一枚目に書いてある数字と二枚目がひっくり返してると思うんですけど一枚目が法人が行う農業って書いてあって。
議長	暫時休憩します。 (休憩後) 事務局から回答いたします。

事務局	先ほどの農業従事日数と農作業の従事日数の件なんですけどここはあくまで●●●●●として従事した農業従事日数及び農作業従事日数ということでご理解いただけたらと思います。以上です。
6 番	大丈夫なんですよ確認は。この数字がそのまま●●●●●の仕事としてやっているかというところちょっと疑問はあるんですけども。
議長	ちょっとここは確認させてもらいましょうか。一回保留させて。今事務局から説明がありましたように法人が行う農業への年間従事日数に関しましてちょっとこれは確認が必要だと思いますけれども労働時間は書かれてませんかこれ少なくとも現地に行って一日というカウントの仕方もあるのかもしれませんが。もう一つは農地法で今回の農地適格化法人の適格化を判断するのは一応役員構成の中に農業に絡んだ法人の農業に絡んだというのを実績で求められるからこの項目があると思っています。そういう意味でどういう日数のカウントの仕方がどういう風に出てきたのかは検証が必要になるかと思っていますけれど。一応内容そのものに問題はないかと思っております。一応そのあたりについて何かご指摘なりご意見がありましたら伺いたいのですが。
6 番	何日間が出てないといけないとかそういう決まりはないんですか。
事務局	何日っていうのはないです。
議長	前の農地法における法人の定義で覚えておるのは少なくとも労務日数に関して求められていてそれが実際の農作業にあたるのか農産物販売にあたるのか経営管理にあたるのかそれで調査したことがあります。私も県の担当であったときにそういう法人にあたりましたから農地法で規定されている根拠を的確に判断しておいた時期がありましたので一応問題はないと思うんですが。
事務局	一応役員要件だけちょっとご説明させていただこうと思います。農地所有適格法人の役員の過半のものですよね。過半のものが法人の農業に従事日数原則150日程度です、を含む構成員であることでこれが農業従事日数の方です。で農作業従事日数はこれが60日以上含まれていること、っていうことで役員要件が充たされているということだと思います。
議長	それはまあ実際に農作業ということに経営管理にあたる活動と販売管理における活動と色んな業務がありますからそこをどうやって判断するんかという話になるんだろうと思います。実質収穫作業であったりそのあたりの農作業じゃあない。何か他にご質問なりご意見がありましたら。よろしいですかね。福田委員。

1 番 (推 進 委 員)	これ今ここへこう出ちよる人らが自分で農地を持って百姓しよるんよね。その人が 150 日とか出たら自分方のあれはできんじゃ。どっちを主体でやりよるか知らんけど。
議長	だからたぶんそこについては農作業ではないからたぶん経営管理で絡んでるという話でカウントされとるんだらうと思います。だからこの中でいえば下の方におられる 3 人の方が実際の従業員ですよ。その方々は農作業にかかわる。経営に関しての意思決定をするないしは販売行為の意思決定をするその意思決定の期間のカウントをされておれば一日のカウントになる。8 時間労働をしとるかどうかはまた別ですから。労働時間で書いておればわかる拘束時間に。意思決定チェックをしたという活動も一日にカウントがされる。実際に選果作業に当たるかどうかはまた別ですから。そういう形で農地適格法人、法人としての要件に当たる役員の要件に当たるとるかどうかはチェックここにかかるとるということで理解ください。他に何かご質問ご指摘はありませんか。一応ご意見ご質問がないと判断させていただきますがよろしいですかね。この事項報告事項でございますので議決は必要ありません。皆様のご了承をお願いしたいと思います。続いて、日程 4、報告事項 3、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。
事務局	はい、報告事項 3、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。久賀、西安下庄、和田、小松、戸田、棕野にて 7 件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 5 ページから 24 ページをご覧ください。報告は以上です。
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いします。よろしいですかね。特にご質問も無いようですのでこの事項報告事項でございますから皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。
事務局	4 点ほど事務連絡がございます。まず 1 点目ですが総会で使用しました資料 1 及び資料 2 につきましては、回収させていただきますので、机の上に置いておいたままお帰りくださいますようお願いいたします。次に 2 点目ですが先般より委員の皆様にご依頼させていただいておりました農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について、取りまとめた資料をお手元にお配りしておりますのでご確認ください。続いて 3 点目ですがこの後、利用状況調査にかかるタブレット操作研修会を予定しております。操作方法等確認したい委員の皆様はご出席ください。最後 4 点目なんですが次回総会開催日は 9 月 17 日（火）午後 1 時 30 分から、場所はこちら久賀庁舎 3 階 会議室を予定しております。議案送付は 9 月 5 日（木）までを予定しております。連絡は以

上です。

議長

今の報告のうち農地利用最適化推進施策の改善に関する意見についてはみなさんから出された意見をちょっと一部加筆修正をさせていただいて成案としてお諮りをしたいということでこの文書になっております。ご意見なりがありましたらお受けをいたしますけど何かご意見ありましたら。よろしいですかね。特別ご意見なりご質問がないようでしたら一応報告事項でございます。以上をもちまして第 106 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和6年8月15日開催の第106回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 6 年 9 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____